

日本平山頂シンボル施設
指定管理者募集要項

静岡県

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	指定管理施設の概要と管理指標	1
	(1) 施設の概要		
	(2) 管理指標		
3	募集の概要	1
	(1) 指定期間		
	(2) 選定方法		
	(3) 協定の締結		
4	管理運営業務の範囲	2
	(1) 管理運営業務		
	(2) 業務の再委託		
5	自主事業等の実施	2
6	経費に関する事項	2
	(1) 指定管理料について		
	(2) 指定管理料等の精算		
	(3) 経費（指定管理料）の支払い		
	(4) 指定管理料の上限		
	(5) 施設の修繕の取扱い		
	(6) 施設の備品の取扱い		
	(7) 管理口座		
	(8) 経理の区分の取扱い		
7	申請方法	4
	(1) 応募資格		
	(2) スケジュール		
	(3) 募集要項の配布		
	(4) 説明会の開催		
	(5) 質問の受付		
	(6) 申請書類の提出		
	(7) 申請に当たっての留意事項		
8	指定管理者の選定方法	10
	(1) 選定方法		
	(2) 選定基準		
	(3) 選定結果の通知		
	(4) 欠格要件		
9	リスク管理	11
	(1) リスク分担及び損害賠償		
	(2) 保険への加入		
10	実地調査及び事業評価等に関する事項	11
	(1) 事業報告書の提出		
	(2) 実地調査の実施		
	(3) 事業評価の実施		
11	開館前の準備業務	12
12	関係法令の遵守	12
13	その他	12
	(1) 選定の取り消し		
	(2) 事業の継続が困難となった場合における措置		
	(3) 業務の引継ぎについて		
別表	選定基準（8(2)関係）	14

1 指定管理者募集の趣旨

日本平山頂シンボル施設は、日本平からの快適な眺望の場並びに日本平の歴史的及び文化的な価値に係る情報を提供することにより、人々の来訪及び交流の促進を図り、もって観光の振興及び文化の向上を図ることを目的として、静岡県が整備する施設です。

本施設の設置目的を効果的に達成するため、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、日本平山頂シンボル施設の管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項は、日本平山頂シンボル施設の指定管理者の募集に当たり、必要な事項を定めたものです。

2 指定管理施設の概要と管理指標

(1) 施設の概要

名 称	日本平山頂シンボル施設（展望施設、庭）			
所 在 地	静岡市清水区草薙 600 番 1 及び 670 番 1			
主要施設	展望施設	1 階	展示スペース・コンシェルジュ 等	327.12 m ²
		2 階	ラウンジ（休憩機能）・応接室 等	287.67 m ²
		3 階	展望フロア	358.76 m ²
	小 計			973.55 m ²
	庭			1,202.00 m ²
指定管理開始	2018 年（平成 30 年）10 月 1 日（予定）			
一般利用開始	2018 年（平成 30 年）10 月下旬（予定）			

※ 展望施設 2 階の応接室については、清掃等の管理は指定管理者が行いますが、利用については、県と協議を行うものとします。

(2) 管理指標

本施設は、年間来館者数 30 万人以上を目指します。

3 募集の概要

(1) 指定期間

2018 年（平成 30 年）10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで（4 年 6 か月間）を予定しています。（工事の進捗等により指定管理の開始が変更になる場合があります。）

なお、指定期間内であっても、県が指定管理者による管理を継続することが適当でないとした場合は、指定を取り消すことがあります。

(2) 選定方法

指定管理者を公募により募集します。

有識者等で構成される日本平山頂シンボル施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、日本平山頂シンボル施設指定管理者応募者の申請書類及びプレゼンテーション審査を行い、指定管理者の候補者を選定し、静岡県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

指定管理者の指定後、県は、指定管理者と細目について協議し、協定を締結します。

4 管理運営業務の範囲

(1) 管理運営業務

指定管理者が行う管理運営業務の範囲は次のとおりです。

- ア 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- イ 施設の維持管理に関する業務
- ウ 知事の承認を受けた「開館時間の変更」及び「臨時の開館又は休館日の決定」
- エ その他管理に関して知事が必要と認める業務

詳細については、別添「日本平山頂シンボル施設管理業務仕様書」（以下「管理業務仕様書」という。）を参照してください。

なお、一般利用開始前に行う施設のマスコミ向けの内覧会、開館記念式典等における対応を含みます。

(2) 業務の再委託

設備等の保守点検業務等、個々の業務を指定管理者から第三者に委託することは可能ですが、主たる管理運営業務を一括して第三者に委託することはできません。

5 自主事業等の実施

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ県の承認を受け、自主事業（イベントの開催、物品の販売、役務の提供などを行うこと）を企画、実施し、自らの収入とすることができます。

ただし、ラウンジでの業務や物販をはじめとする自主事業については、施設の高い質感を担保する必要があることから、施設の空間の雰囲気や損ねる恐れのある事業等は承認しないことがあります。

6 経費に関する事項

(1) 指定管理料について

指定管理者は、県が支払う指定管理料に加え、展望施設2階のラウンジで提供するお茶・お菓子等の売上収入（以下「ラウンジ売上収入」という。）及び本募集要項「5 自主事業等の実施」に定める自主事業を実施した場合の収入（以下「自主事業収入」とい

う。)により、日本平山頂シンボル施設の管理運営業務を実施します。

指定管理料の額は、応募者の提案事項とします。将来の消費税増額分は見込まずに収支を算定し、提案してください。ただし、本募集要項「6(4) 指定管理料の上限」に記載した金額を超える提案は失格とします。

なお、一般利用開始前に、ラウンジ売上収入を得ることはできません。

2019年度以降の各年度の指定管理料は、本募集要項「6(4) 指定管理料の上限」に記載した金額を上限に、応募時の提案を基に、県と指定管理者との協議により決定します。

(2) 指定管理料等の精算

光熱水費については、県が算出した見込額（本募集要項「6(4) 指定管理料の上限」に記載）を収支計画に計上してください。

なお、実績がないため、2018年（平成30年）10月1日から2021年3月31日（2年6か月間）までの間は、実績額が見込額に満たない場合は差額を県に戻入することとし、実績額が見込額を超えた場合は、県と指定管理者との協議により決定することとします。

また、2021年度以降の光熱水費については、それまでの実績を踏まえて、県と指定管理者との協議により決定します。

(3) 経費（指定管理料）の支払い

県が支払う指定管理料は、指定期間中の各年度（2018年度は10月1日から翌年3月31日まで、2019年度以降は4月1日から翌年3月31日まで）の額とし、協定書に定め、年度ごとに支払います。

各年度の支払い時期は、県と指定管理者との協議により決定します。

なお、2018年度の指定管理料については、工事の進捗等により指定管理の開始が変更になった場合は、県と指定管理者とが協議し、決定することとします。

(4) 指定管理料の上限

指定管理料の上限額は下記のとおりとします。

年 度	上 限 額	
		うち光熱水費見込み分
2018年度（平成30年度）	24,700千円	1,720千円
2019年度以降	49,300千円	3,440千円

(5) 施設の修繕の取扱い

① 建物の躯体に係る工事や大規模修繕については、県が直接行います。

② 小規模な補修・修繕については、管理業務仕様書において、指定管理者の業務範囲とされているものを指定管理者が行うものとします。

③ 上記①及び②に該当しないと判断される場合、又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者との協議により、その責任と負担を決定するものとします。

(6) 施設の備品の取扱い

指定管理者が自らの負担で購入、搬入した備品等は指定管理者の所有とします。

(7) 管理口座

日本平山頂シンボル施設の指定管理業務に係る経費及び収入は、本業務専用の口座で管理してください。

(8) 経理の区分の取扱い

指定管理者は、本事業の経理業務を行うに当たり、独立した経理規定を設けて経理書類を作成し、県の開示要求及び監査、調査の要求があった場合には経理書類を開示できるように書類及び体制を整備してください。

管理業務仕様書「6 (12) 自主事業等の実施」に係る経費については、他の事業とは区別できるように経理業務を行ってください。

7 申請方法

(1) 応募資格

応募者は、法人、団体又はグループ（以下「法人等」という。）とし、個人による申請や同一の応募者による複数申請は受け付けません。

また、申請書提出後の構成団体の変更及び追加については認めません。

応募者は可能な限り説明会に出席してください。

なお、次の事項に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

《参考：地方自治法施行令第 167 条の 4》

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に

当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

⑥ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

イ 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている者

ウ 直近2年間に国税及び地方税を滞納している者

エ 会社法に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

オ 破産法第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む）がなされている者

カ 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

キ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ケ 暴力団、又は暴力団員若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

コ 静岡県知事及び静岡県議会議員が経営に関わる法人等

サ 選定委員会の委員が経営に関わる法人等、又は資本面で関連がある法人等

シ 本募集に係る業務に関与した法人等、又はその関連会社

(2) スケジュール

日 程	項 目
2018年（平成30年） 4月9日（月）	募集要項配布開始
4月9日（月）～4月13日（金）	説明会参加受付
4月16日（月）	説明会
4月16日（月）～4月20日（金）	質問受付
4月27日（金）	質問回答
5月1日（火）～5月14日（月）	申請書類受付
5月15日（火）～5月17日（木）	第1次審査（書類審査）
5月22日（火）	第2次審査（プレゼンテーション等）
5月下旬	指定管理者の選定、選定結果の通知
6月21日（木）～7月10日（火）	静岡県議会6月定例会
7月中旬	指定管理者の指定
7月下旬	協定の締結
10月1日（月）	指定管理業務開始
10月下旬	一般利用開始

※本スケジュールは、募集要項配布開始日時点の予定であり、変更となる場合があります。

(3) 募集要項の配布

① 配布期間及び配布時間

2018年（平成30年）5月14日（月）までの午前9時から午後5時まで
（ただし、土曜及び日曜、祝日を除く。）

② 配布場所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 東館11階
静岡県 文化・観光部 観光交流局 観光政策課

なお、募集要項等は、県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/kankou/nihondaira-bosyu.html>

(4) 説明会の開催

申請に係る説明会を、2018年（平成30年）4月16日（月）午後2時から、静岡県庁別館2階第1会議室Aにおいて実施します。

説明会への参加を希望する場合は、2018年（平成30年）4月13日（金）正午までに、別添「日本平山頂シンボル施設指定管理者応募に関する様式集」（以下「様式集」という。）の「様式1 指定管理者公募説明会参加申込書」に必要事項を記載し、静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課（E-mail:kankou2@pref.shizuoka.lg.jp）あてに送信してください。

参加人数は各法人等から3名以内とし、募集要項及び管理業務仕様書、様式集は当日配布しないため、各自、御持参ください。

説明会終了後、設計図面等を電子データにて1法人等につき1式貸し出します。希望者は説明会に様式集の「様式2 借用申請書」を持参し、提出してください。なお、このデータは本事業の応募以外の目的には使用しないこととし、2018年（平成30年）5月14日（月）までに返却してください。

(5) 質問の受付

質問がある場合は、説明会終了時以降、2018年（平成30年）4月20日（金）午後5時までに、様式集の「様式3 質問書」に必要事項を記載し、静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課（E-mail:kankou2@pref.shizuoka.lg.jp）あてに送信してください。

回答については、2018年（平成30年）4月27日（金）までに県のホームページで公表します。

(6) 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

① 受付期間

2018年（平成30年）5月1日（火）から5月14日（月）まで
（ただし、土曜及び日曜、祝日を除く。）

② 受付方法

持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は受付期間の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は2018年（平成30年）5月14日（月）午後5時必着とします。

③ 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 東館11階
静岡県 文化・観光部 観光交流局 観光政策課

(7) 申請に当たっての留意事項

① 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

② 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うこととします。

③ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、申請書提出後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性の確保及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

④ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、様式集の「様式10 申請取下書」を、本募集要項「7(6)③ 提出先」へ提出してください。

⑤ 提案内容変更の禁止

提出した書類の内容については変更できません。

⑥ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

⑦ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理候補者の選定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

⑧ 静岡県情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、静岡県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

また、原則として指定管理者の選定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。(個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報となります。)

⑨ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担となります。

⑩ その他

応募において得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、「公知となっている情報」や「第三者により合法的に入手できる情報」については、その対象ではありません。

本募集要項の配布開始日以降、説明会等、県が提供する機会を除き、選定委員会の委員に対して応募に関する接触はできません。接触の事実が認められた場合には、やむを得ない理由がある場合を除き、失格となる場合があります。

8 指定管理者の選定方法

(1) 選定方法

① 書類審査

提出書類に基づき、応募資格の有無や申請書類の不備について審査します。

② 選定委員会による審査

書類審査を通過した後、選定委員会でプレゼンテーション審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

プレゼンテーション審査は、2018年（平成30年）5月22日（火）に実施しますが、時間、会場、実施方法等については、別途事前に通知します。

なお、選定委員会の委員構成は以下のとおりです。

委員氏名	役職・所属
大石 人士	一般財団法人 静岡経済研究所 常務理事
奥村 昭博	静岡県公立大学法人 静岡県立大学 副学長
白鳥 三和子	税理士法人 静岡みらい 代表社員
塚本 こなみ	公益財団法人 浜松市花みどり振興財団 理事長
中村 泰昌	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会 専務理事
橋本 勝弘	公益社団法人 静岡県観光協会 専務理事
渡邊 眞一郎	静岡県文化・観光部長

(50音順、敬称略)

(2) 選定基準

選定委員会における選定基準は、別表のとおりです。

評価方法は、各委員の採点結果に基づく総合評価とし、委員の協議により行います。

なお、選定委員会において、指定管理者の候補者として適当と認められる応募者がいないと判断された場合は、指定管理者の選定を行わない場合があります。

(3) 選定結果の通知

県は、指定管理者の選定結果を、すべての申請者に対して書面で通知し、県のホームページなどで公表します。

(4) 欠格要件

次の要件に該当した場合は、審査対象から除外します。

ア 申請書類に虚偽の記載があった場合

イ 申請書類が提出期限を超過してから提出された場合

ウ 申請日以降、本募集要項「7(1) 応募資格」のアからシに掲げる事項に該当した場合

エ その他不正行為があった場合

9 リスク管理

(1) リスク分担及び損害賠償

指定管理者には、利用者の安全確保を最優先とした管理を行っていただきます。

事故、火災等の発生による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則、指定管理者にあるものとします。

ただし、施設の瑕疵に起因する場合は、状況に応じ県にある場合があります。

また、指定管理者は被害が最小限になるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

なお、県と指定管理者のリスク分担については、管理業務仕様書に定めます。

(2) 保険への加入

指定管理者には、次に掲げる最低限の基準を満たす保険に加入していただきます。

賠償責任保険加入対象	本施設全域
対人賠償	被害者1名につき上限3億円 1事故につき上限5億円
対物賠償	1事故につき上限2千万円

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしていただきます。

10 実地調査及び事業評価等に関する事項

(1) 事業報告書の提出

指定管理者には、事業報告書（月次、年次）を作成し、県に提出していただきます。

(2) 実地調査の実施

県は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、必要に応じて実地調査を行います。

(3) 事業評価の実施

県は、管理運営の状況や事業報告書等に基づき、事業評価を行い、公表します。

この事業評価において、優秀な評価を得た場合は、次期指定管理者選定の際において加点を行うこととします。

ただし、管理業務仕様書に記載する管理基準などを満たしていないと判断した場合は、県は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は、指定期間中でも、その指定を取り消すことができます。

11 開館前の準備業務

指定管理者の管理業務開始後、一般利用開始までの間に、関係者やマスコミ等への内覧会などを実施する予定です。

実施日や実施回数等は、県との協議により決定しますが、これに係る費用やスタッフの研修等、必要な準備等については、指定管理者の負担となります。

12 関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に例示する法令その他日本平山頂シンボル施設の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守していただきます。

ア 地方自治法、地方自治法施行令

イ 建築基準法、消防法、水道法、電気事業法、その他施設、設備の維持管理及び保守点検に関する法令

ウ 労働基準法、最低賃金法、その他労働者の労働条件に関する法令

エ 静岡県立自然公園条例（第1種特別地区）

オ 文化財保護法（国指定名勝）

カ 都市計画法

キ 静岡市都市公園条例

ク 静岡市風致地区条例

ケ 日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例

コ その他関係法令

13 その他

(1) 選定の取り消し

申請者が指定管理者として選定された後、指定管理者として指定を受けるまでの間に、次に掲げる事項に該当するときは、県は選定を取り消すことがあります。

その場合は、原則として指定管理者の選定において次点となった者を指定管理者として選定することとします。

ア 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

ウ 応募資格を喪失したとき

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により日本平山頂シンボル施設の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができるものとします。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償しなければなりません。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

災害その他の不可抗力による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

(3) 業務の引継ぎについて

指定管理期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、施設を指定期間開始時の状態に回復して次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

別表 選定基準（８（２）関係）

項目		主な提案内容	配点
管理運営の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を踏まえた基本的な管理運営方針 ・来館者数の目標やその他の目標指標の設定 	10
施設への来訪促進	満足度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日本平の歴史的、文化的価値を伝える取組 ・外国人観光客への対応 ・夜景を活かした誘客の取組 	10
	誘客活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、営業活動 	10
	ラウンジ運営	<ul style="list-style-type: none"> ・展望施設２階のラウンジの運営方法 	10
	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や地域の特性を活用した自主事業の計画 	10
	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設や関係団体との連携への取組 	10
適正な施設管理		<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフのキャリアと配置計画、研修計画 ・効率的な維持管理や施設の美観向上の取組 ・利用者の安全確保や防犯、防災対策 	20
安定的な経営管理		<ul style="list-style-type: none"> ・団体の規模及び実績、経営状況 ・収支計画と指定管理料 ・ラウンジの収益見込み ・管理経費の縮減に対する取組 	20
合 計			100